

平成 29 年 2 月 14 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 殿

神奈川県都市農業推進審議会
会長 谷 口 信 和

かながわ農業活性化指針の改定について（答申）

平成 28 年 7 月 27 日に諮問を受けたかながわ農業活性化指針の改定について、
別添のとおり、答申します。

当審議会では、平成 28 年 7 月に知事から、神奈川県都市農業推進条例（以下、条例）第 8 条第 3 項に基づく、「かながわ農業活性化指針」の改定について、諮問を受けました。

これを受けて、「かながわ農業活性化指針」（以下、指針）の改定に当たっ
ての基本的な考え方と施策の方向等について審議してまいりました。

今般、新たな指針として県が取りまとめた指針（案）について、当審議会は
次のとおり評価し、意見を述べます。

1 指針の評価

（1）基本目標と施策の方向について

- 神奈川県では、超高齢社会が到来する中で、子どもから高齢者まで
誰もが健康で生き生きとくらす社会が求められているとの認識の
もと、食・運動・社会参加の 3 つの取組で未病を改善することに取り組ん
でいます。

農業は、食を支えるものであることから、農業を活性化し、地産地
消を推進することで、未病の改善に寄与することができます。そのこ
とから、指針（案）の基本目標を「農業の活性化による地産地消の推
進－医食農同源による県民の健康増進－」とし、県民の健康増進につ
ながる地産地消を大きく取り上げたことは、超高齢社会の到来という
社会環境の変化に対応したものであり、適切であると考えます。

- 施策の方向では、「県民ニーズに応じた農畜産物の生産と利用の促
進」と「安定的な農業生産と次世代への継承」に取り組むことで、地
産地消をより力強く推進することが示されています。また、「環境と
共存する農業」を推進することで、農地の保全や農業理解を促進する
ことが示されています。これら 3 つの施策の方向は、かながわ農業の
持続的な発展及びかながわ農業が有する多面的機能の発揮に寄与する
ものと考えます。

（2）具体的な取組について

- 新たに施策に加えられた「トップ経営体」の育成は、小規模農家の
減少による生産力の減少を補い、生産力維持に貢献する安定的かつ持
続性のある経営体の確保につながるものと考えます。また、女性の力
を経営発展に活かす取組は、近年注目されている女性農業者の能力に
注目したものであり、かながわ農業の発展に寄与するものと考えます。

都市農業は、大規模な経営体のみならず小規模農家も含め、様々な

形態の多様な担い手によって発展するものであることから、担い手の多様性にも配慮しつつ、施策を推進するよう求めます。

- 生産基盤の整備については、高齢化により担い手の減少が続く中で、農地を有効に活用していくために、中心となる経営体への農地の集積を想定した基盤整備の必要性を示していることは、かながわ農業の持続的発展のために適切であると考えます。

県の働きかけにより、地域の合意形成を図った上で生産基盤の整備を推進することは、地域の農業振興を下支えし、県土の保全にもつながる重要な取組であると考えます。

2 留意事項

(1) 指針の周知

農業者はもとより、県民に対し、指針の内容をわかりやすく周知するよう努めていただきたい。

(2) 施策の着実な推進

農業者、国や市町村、関係団体との連携に努め、指針に沿って着実に事業を推進していただきたい。

(3) 進行管理

事業の実施状況や目標の達成状況などについて、定期的に検証を行い、その結果を当審議会に報告し、意見を徴するようしていただきたい。